

茨城県報 第7127号

昭和58年3月24日

木曜日

目 次

規 則

- 茨城県保母試験手数料徴収規則の一部を改正する規則(婦人児童課) 1

ページ

告 示

- 豚コレラ予防のための移入禁止区域等の指定(畜産課) 2
●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定(〃) 2
○ ●新規土地改良事業の審査(8件)(農地管理課) 2
●新規土地改良事業の認可(4件)(〃) 5
●換地計画の適当決定(〃) 6
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(〃) 7
●道路の供用開始(道路維持課) 7
●土地区画整理事業の事業計画の変更認可(都市計画課) 8
●都市計画事業の変更認可(都市施設課) 8
●都市計画事業の変更認可(下水道課) 9

公 告

- 争議行為の予告通知の公表(労政課) 9
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) 9

正 誤

- 昭和57年10月28日付け茨城県報号外第220号中 10

規 則

茨城県規則第10号

茨城県保母試験手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県保母試験手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県保母試験手数料徴収規則(昭和26年茨城県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「2,500円」を「3,100円」に改める。

付 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第503号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定に基づき、豚コレラ予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 移入禁止区域 埼玉県入間郡毛呂山町

2 家畜の種類及び物品

豚及び豚コレラの病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 その他

車両等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第504号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 移入禁止区域 大分県日田市

2 家畜の種類及び物品

鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 その他

車両等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第505号

大野中部土地改良区が行おうとする小山東地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 縦覧に供する書類

大野中部土地改良区定款の写し

小山東地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月25日から昭和58年4月13日まで

3 縦 覧 の 場 所 大野村役場

茨城県告示第506号

大野中部土地改良区が行おうとする小山西地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 縦覧に供する書類

大野中部土地改良区定款の写し

小山西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月25日から昭和58年4月13日まで

3 縦 覧 の 場 所 大野村役場

茨城県告示第507号

岩崎江堰土地改良区が行おうとする小貫南部地区土地改良事業については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 縦覧に供する書類

岩崎江堰土地改良区定款の写し

小貫南部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月26日から昭和58年4月14日まで

3 縦 覧 の 場 所 山方町役場

茨城県告示第508号

東大場土地改良区が行おうとする森戸地区土地改良事業については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

- 1　縦覧に供する書類

東大場土地改良区定款の写し

森戸地区土地改良事業計画書の写し

- 2　縦 覧 の 期 間　昭和58年3月26日から昭和58年4月14日まで

- 3　縦 覧 の 場 所　常澄村役場

茨城県告示第509号

両桁土地改良区が行おうとする両桁地区土地改良事業については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

- 1　縦覧に供する書類

両桁土地改良区定款の写し

両桁地区土地改良事業計画書の写し

- 2　縦 覧 の 期 間　昭和58年3月26日から昭和58年4月14日まで

- 3　縦 覧 の 場 所　八郷町役場

茨城県告示第510号

小幡土地改良区が行おうとする小幡地区土地改良事業については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

- 1　縦覧に供する書類

小幡土地改良区定款の写し

小幡地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月26日から昭和58年4月14日まで
3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場
-

茨城県告示第511号

小幡南部土地改良区が行おうとする細谷地区土地改良事業については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

- 1 縦覧に供する書類
小幡南部土地改良区定款の写し
細谷地区土地改良事業計画書の写し
2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月26日から昭和58年4月14日まで
3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場
-

茨城県告示第512号

半田土地改良区が行おうとする半田地区土地改良事業については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

- 1 縦覧に供する書類
半田土地改良区定款の写し
半田地区土地改良事業計画書の写し
2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月26日から昭和58年4月14日まで
3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場
-

茨城県告示第513号

昭和57年11月30日付けで一の瀬上流土地改良区から申請のあつた一の瀬上流地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年3月15日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第514号

昭和57年11月25日付けで桜村中根土地改良区から申請のあつた、中根地区土地改良事業について
は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定
により昭和58年3月15日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第515号

昭和57年12月3日付けで久慈郡大子町大字高柴4008番地鈴木晃ほか7名から認可申請のあつた家
戸内地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準
用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年3月15日認可したので、同法第95条第4項の規定
により公示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第516号

昭和57年12月2日付けで久慈郡大子町大字山田988, 992番地菊池常雄ほか13名から認可申請のあ
つた森の下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項にお
いて準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年3月15日認可したので、同法第95条第4項
の規定により公示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第517号

昭和58年2月10日付けで認可申請のあつた八幡地区の換地計画については、適当と決定したので
土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用
する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年3月28日から昭和58年4月16日まで

3 縦 覧 の 場 所 御前山村役場

茨城県告示第518号

昭和57年11月30日付け農管指令第577号をもつて認可した山内第二地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第519号

昭和58年3月19日付け農管指令第130号をもつて認可した東石田地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和58年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 路 線 名 一般国道124号

2 供用開始の区間

鹿島郡波崎町大字太田字三番蔵641番3から

" 神栖町大字日川字石塚1542番10まで

3 供用開始の期日 昭和58年3月24日

茨城県告示第521号

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき、鹿島臨海都市計画宮中第一土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 土地区画整理事業の名称

鹿島臨海都市計画宮中第一土地区画整理事業

2 施行者の名称 鹿島町

3 施行地区

鹿島町大字宮中字神野面、字国主後、字国主前、字道祖神前、字栗林前、字山口、字栗林の全部

鹿島町大字宮中字阿耕作、字広内、字銭神、字神野、字谷、字桜町、字仲町、字角内町、字新町、字三明神の各一部

4 事務所の所在地 鹿島町大字平井1187

鹿島町役場

5 事業計画の認可の年月日

昭和44年8月9日

6 変更の主な内容 資金計画の変更及び施行期間（昭和57年度を昭和59年度までに）の延長

7 事業計画の変更認可の年月日

昭和58年3月24日

茨城県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 施行者の名称 茨城町

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

4・4・501 茨城町運動公園

3 事業実施期間 昭和50年3月12日から昭和60年3月31日まで

4 事 業 地

- (1) 収用の部分 変更なし
 (2) 使用の部分 な し
-

茨城県告示第523号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 施 行 者 の 名 称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業 第14号都市下水路

3 事 業 施 行 期 間 昭和55年1月17日から昭和62年3月31日まで⁽⁵⁸⁾

4 事 業 地 変更なし

公 告

●争議行為の予告通知の公表

茨城臨床検査センター労働組合執行委員長和田範政から、昭和58年3月16日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 事 件 賃金引上げ等の要求について

2 日 時 昭和58年3月27日以降本問題が解決に至るまでの期間

3 場 所 茨城臨床検査センター労働組合の組合員が従事する職場

4 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市中郷町松井字石堰169の7, 169の8, 169の9, 169の61, 169の28, 171の103

2 事業主の住所及び氏名

日立市諏訪町1—18—25

小 野 勝 重

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年3月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市東野町字西谷津424, 425, 427, 428, 429, 426の1, 426の2, 426の3, 430, 431, 432, 433から440まで, 440の1, 441から459まで, 465の1, 字西割423

2 事業主の住所及び氏名

水戸市吉沢町1004—1

茨城県自動車販売健康保険組合

理事長 塚 和 誠三郎

正 誤

◎昭和57年10月28日付け茨城県報号外第220号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から14	理事 浜 名 静 男	監事 浜 名 静 男

◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については、昭和55年4月以来、1か月1,200円にすえ置いてきましたが、第三種郵便物認可取消しによる郵送経費等の増加に伴い、昭和58年4月から1か月2,000円に改定する予定ですでのお知らせ致します。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヶ月）
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所